

## 令和7年度事業引継ぎ奨励金交付要領

### 1 目的

この要領は、佐賀商工会議所が実施する事業引継ぎ奨励金交付事業（以下、「交付事業」という。）に関する必要な事項を定め、その業務の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

### 2 交付事業の内容

佐賀商工会議所は、県内中小企業者の円滑な事業引継ぎを後押しすることにより、事業引継ぎ件数の増加及び地域経済の持続的な発展を図るため、第三者への事業承継の売り手又は買い手に対して事業引継ぎ奨励金（以下、「事業引継ぎ奨励金」という。）を交付する。

### 3 定義

この要領において使用する用語の定義は、次の各号とする。

- ① 「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- ② 「県内中小企業者」とは、佐賀県内に主たる事業所を有する中小企業者をいう。
- ③ 「事業承継」とは、会社においては、先代経営者が代表取締役を退任し、後継者が代表取締役に就任かつ株式の過半数超を保有することや、会社が営む事業について、その屋号や経営資源等の複数を後継者に承継し、その事業を継続させることなどをいい、個人事業主においては、商号（屋号）や経営資源等の複数を承継（現代表は廃業届を後継者は開業届を提出するなど）し、その事業を継続させることをいう。
- ④ 「親族」とは、配偶者、6親等内の血族又は3親等内の姻族をいう。
- ⑤ 「第三者」とは、親族以外の者及び当該中小企業者の従業員以外の者をいう。
- ⑥ 従業員 当該中小企業者の役員または従業員をいう。
- ⑦ 「同族関係者」とは、親族、親族が総株主又は総社員の議決権数の過半数を有する会社、その子会社又はその孫会社をいう。
- ⑧ 「事業引継ぎ」とは、事業譲渡や株式譲渡などにより、事業の全部又は一部を同族関係者以外の者に事業承継することをいう。
- ⑨ 「県外」とは、佐賀県以外の地域をいう。
- ⑩ 「移住」とは、佐賀県外から住民票を移して佐賀県内に居住することをいう。
- ⑪ 「売り手」とは、事業承継にあたり事業を譲り渡す者をいう。
- ⑫ 「買い手」とは、事業承継にあたり事業を譲り受ける者をいう。
- ⑬ 「移住者」とは、各年度の4月1日の1年前から本奨励金の申請時まで、佐賀県外から移住してきた者で、住民票を移す直前に、連続して5年以上、県外に在住していた者をいう。
- ⑭ 「居抜き」とは、売り手が経営していた事業を廃止した状態で、店舗など事業用建物や設備・備品等のみが、元のまま買い手に譲渡又は賃貸されることとする。

### 4 交付対象者

(1) 奨励金交付事業の対象となる者（以下、「交付対象者」という。）は次に掲げる要件を満たす

者とする。

以下のすべての要件を満たす事業引継ぎを行った事例について、売り手及び買い手に対して、事業引継ぎ奨励金を交付する。

#### 【共通要件】

① 同族関係者以外の県内又は県外中小企業者が、県内中小企業者が実施してきた地域経済の維持発展に貢献している事業を引き継ぐこと。

ただし、

・婚姻や養子縁組により同族関係者となった県外からの移住者は交付対象とする。

・以下に定める事業者及び事業引継ぎの事例は交付対象外とする。

▶風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条により定める営業内容等にかかる事業者

▶個人開業医   ▶個人農家   ▶農業法人

▶事業引継ぎの実態のない居抜き

▶グループ内の事業再編

▶従業員に対するのれん分け、または実質的にのれん分けにみなされる場合

▶休眠会社や、事業実態のない状態の会社における代表者交代、M&A等

▶合同会社の社員間における代表社員交代において、事業承継するための経営者交代とみなされない場合

② 佐賀県事業承継・引継ぎ支援センターに事業引継ぎの相談を行った上で、前年度の3月1日から当該年度の2月末日までに事業引継ぎを行ったこと。

#### 1. 第三者承継

##### 【売り手要件】

① 県内中小企業者又はその代表者であること。

② 親族内後継者、従業員後継者が不在であること。

##### 【買い手要件】

① 中小企業者又はその代表者、あるいは創業希望者等の個人であること。

② ①に加え、買い手となる中小企業者の代表者又は創業希望者等の個人が、申請日までに佐賀県外から県内に移住し、かつ、継続して5年以上居住する意思を有しており、当該移住者が事業引継ぎにより売り手の中小企業者の代表となる場合は、「移住加算奨励金」の要件も満たすこと（「佐賀県さが暮らしスタート支援事業実施要領」に基づく「移住支援金」の交付を受ける者は「移住加算奨励金」の交付対象外とする。）。

※ フランチャイズ契約を締結して事業を行っている者については、売り手がフランチャイズ契約による事業を行っている場合及び買い手が事業引継ぎを経てフランチャイズ契約による事業を行う場合は除く。

## 2. 従業員承継

### 【対象者要件】

- ① 県内中小企業者又はその代表者であること。
- ② 中小事業者の代表者の退任及び就任により、従業員に代表者の交代、事業の引き継ぎ等を行い完了すること。

(2) その他、佐賀商工会議所が適当でないと判断した場合は奨励金交付対象外とすることができる。

また、事業引継ぎの事例で、上記要件によらない場合においては、別途佐賀商工会議所と佐賀県で協議を行った上で、適当と認めたものについては交付対象とすることができる。

## 5 交付申請期間

奨励金の申請期間は、公募開始日から令和8年2月28日までとする。

## 6 奨励金の額

佐賀商工会議所は、予算の範囲内において、以下の通り事業引継ぎ奨励金を交付する。

対象者	交付額
売り手	50万円
買い手	50万円 (移住加算奨励金：50万円)
従業員承継 ( 買い手)	50万円

なお、4の交付対象者の要件を満たす事例であれば、売り手又は買い手片方のみの申請・交付であつてもよい。

## 7 公募及びその広報

- (1) 佐賀商工会議所は、本奨励金交付要領に規定する交付事業について公募する。
- (2) 佐賀商工会議所は、本奨励金交付要領に規定する交付事業に関して、奨励金交付申請書等の提出先、提出期限、提出書類、その他交付事業の募集に関し、必要な事項を広報するものとする。
- (3) 佐賀商工会議所が(1)の規定により行う広報は、佐賀商工会議所の主たる事務所の掲示場に掲示するほか、定期刊行物、ホームページ等への掲載など適切な方法により行うものとする。

## 8 奨励金の交付申請

奨励金の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は4に規定する交付対象者の要件を満たした日の翌日以降、交付申請期間内に、交付申請書(様式第1)を作成し、佐賀商工会議所に提出するものとする。

## 9 奨励金の交付決定

- (1) 佐賀商工会議所は、前条の規定による申請があったときは、確認及び必要な調査等を行い、奨励金の交付又は不交付の決定を行うものとする。なお、交付の決定については、予算の範囲内で行うものとする。
- (2) 佐賀商工会議所は、前項の決定をしたときは、奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

## 10 奨励金の請求

前条の規定による交付決定通知を受けた者（以下「交付決定事業者」という。）が、奨励金の交付を請求しようとするときは、交付請求書（様式第3）を佐賀商工会議所に提出しなければならない。

## 11 交付決定の取消及び返還命令

- (1) 交付決定事業者は、奨励金において次の要件のいずれかに該当する場合は、奨励金の全額を返還しなければならない。ただし、災害及び交付決定事業者本人の死去や疾病等やむを得ない事情があると佐賀商工会議所が認めた場合についてはこの限りではない。

### 【買い手・売り手共通】

- ① 事業譲渡契約や株式譲渡契約など事業引継ぎにかかる契約を破棄した場合
- ② 交付対象者の要件等を満たさず交付対象外であるにも関わらず申請を行うなど、虚偽の申請等を行った場合

### 【売り手の場合】

- ① 事業に必要な技術やノウハウなどの経営資源の引継ぎに協力しなかった場合

### 【買い手の場合】

- ① 事業引継ぎ後、1年以内に会社都合の解雇や退職勧奨を行い、雇用維持を図らなかった場合
- ② 事業引継ぎ後、1年間、引継いだ事業の維持を図らなかった場合
- ③ （移住加算奨励金の場合）移住加算奨励金の交付決定日から3年未満で佐賀県から県外へ転出した場合

### 【従業員承継の場合】

- ① 事業引継ぎ後、1年以内に会社都合の解雇や退職勧奨を行い、雇用維持を図らなかった場合
- ② 事業引継ぎ後、1年間、引継いだ事業の維持を図らなかった場合

- (2) 佐賀商工会議所は、交付決定事業者が上記の要件のいずれかに該当する場合には、奨励金の交付決定の全部を取り消すことができるものとする。

- (3) 佐賀商工会議所は、前項の規定に基づき奨励金の交付決定を取り消す場合には、奨励金交付決定取消通知及び返還命令書（様式第4）により、期日を定めて、奨励金の返還を命ずることができる。また、奨励金返還を求められた交付決定事業者は、佐賀商工会議所が定める期日までに返還しなければならない。

## 12 加算金及び延滞金

- (1) 交付決定事業者は、佐賀商工会議所から 11 に基づく奨励金の返還を求められたときは、返還を求められた奨励金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。
- (2) 交付決定事業者は、佐賀商工会議所から奨励金の返還の命令を受け、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。
- (3) 佐賀商工会議所は、(1) 及び (2) においてやむを得ない事情があると認めたときは、加算金又は遅滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

## 13 報告等

- (1) 交付決定事業者は、奨励金交付事業に関して、佐賀商工会議所から調査協力依頼等があった場合は協力するものとする。
- (2) 交付決定事業者は、以下の事項に該当するようになった場合は、佐賀商工会議所に対しその旨を報告しなければならない。
  - ① 事業引継ぎ後、1 年以内に会社都合の解雇や退職勧奨を行い、雇用維持を図らなかった場合
  - ② 事業引継ぎ後、1 年間、引継いだ事業の維持を図らなかった場合
  - ③ (移住者の場合) 移住加算奨励金の交付決定日から 5 年未満で佐賀県から県外へ転出した場合
  - ④ 事業譲渡契約や株式譲渡契約など事業引継ぎにかかる契約を破棄した場合

## 14 事業引継ぎの事例の紹介

佐賀商工会議所は、奨励金を交付した事業引継ぎについて、申請者及び事業引継ぎの相手方の同意を得た上で、ホームページ等で、事例の紹介をすることができる。

## 15 その他の事項

佐賀商工会議所は、奨励金交付事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について別に定めることができる。

### 附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

【参考】

(1) 買い手の区分に応じた奨励金の取扱い

買い手の区分	買い手の区分に応じた奨励金
県内（令和5年3月以前に移住済みの者含む）	売り手（県内）：50万円 買い手（県内）：50万円
県外（移住なし）	売り手（県内）：50万円 買い手（県外）：50万円
県外（令和4年4月以降～申請日までに移住）	売り手（県内）：50万円 買い手（県外）：50万円 + 移住加算奨励金 個人：50万円 法人：50万円 ※移住加算奨励金は、法人の場合は代表者移住の場合のみ

(2) 移住加算奨励金の対象・対象外の例

No	区分		対象
1	個人	オーナーとして移住し経営	○
2	個人	オーナーとなるが、移住せず、店長を派遣（店長が移住）	×
3	法人	買収し、代表取締役が移住し売り手の代表に就任	○
4	法人	買収するが代表は移住せず、役員を派遣（移住）し当該役員が売り手の代表に就任	×
5	法人	買収し、売り手企業の代表又は従業員が代表として就任	×